

第 57 回 定時株主総会 招集ご通知

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆さまには、議案への賛否にかかわらず、抽選で1,000名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

- 開催日時** 2026年6月24日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分
- 開催場所** 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
- 議 案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

野村マイクロ・サイエンス株式会社

証券コード：6254



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6254/>



株 主 各 位

神奈川県厚木市岡田二丁目9番10号
野村マイクロ・サイエンス株式会社
代表取締役 内 田 誠

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nomura-nms.co.jp/ir/stock/generalmeeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6254/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「野村マイクロ・サイエンス」または「コード」に当社証券コード「6254」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご送付ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年6月23日（火曜日）午後5時40分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、当該議案につきまして賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として本株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (5) 議決権を統一しないで行使される場合（株式の信託等他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、株主総会の3日前までにその旨および理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

-
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんので、ご注意ください。
2. 当日の受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月23日（火曜日） 午後5時40分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月23日（火曜日） 午後5時40分入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年6月24日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○
御中
株主総会日 議決権の数
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX月XX日

高年日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号および第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

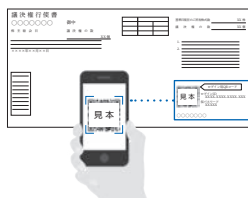
【電子ギフトの贈呈について】

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず、抽選で1,000名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ移動いたしますので、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

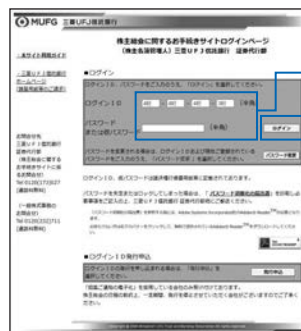
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明の場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて緩やかな回復傾向を示す一方、米国の通商政策の影響や年度末にかけて中東情勢が悪化し地政学リスクが高まったこと等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの業績に影響を及ぼす半導体業界は、AI関連需要の拡大やデータセンター投資の増加、先端半導体分野への積極的な投資を背景に、市場全体として堅調に推移しております。Semiconductor Equipment and Materials International (SEMI) は、2025年度の半導体製造装置の世界販売額が、先進ロジック、メモリー、AI関連の生産能力拡張に向けた継続的な設備投資に牽引されたことで前年比15%増の1,351億ドルに達したと発表しました。各国政府による半導体産業支援策や安定供給体制強化の動きを背景に、今後も旺盛な投資需要が見込まれております。

このような状況下、当社グループは企業価値の拡大を目指し、2023年11月に策定した中期経営計画『Together Toward Transformation 26 (TTT-26)』の達成に向け、①収益性の向上、②資本効率化、③財務最適化、株主還元、④社会的価値創出に注力し、半導体・製薬業界へのアプローチ強化やエンジニアリングプロセスの改革を実行し、生産性・収益性の向上を図るとともに、サステナビリティ経営の実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は47,694百万円（前期比49.5%減）、売上高は56,245百万円（同41.6%減）、営業利益は6,667百万円（同56.6%減）、経常利益は5,629百万円（同58.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,818百万円（同62.6%減）となりました。

【受注高】

当社グループの主要顧客である半導体関連企業の設備投資は引き続き旺盛であるものの、前期の大型水処理装置案件受注の反動を受け、受注高は47,694百万円（前期比49.5%減）となりました。

【売上高】

水処理装置については、前期の大型水処理装置案件の反動ならびに一部受注済み大型水処理装置案件の工期開始時期遅延等により、売上高は36,723百万円（前期比53.4%減）となりました。また、メンテナンスおよび消耗品については、半導体関連企業を中心に受注が堅調に推移し、売上高は18,626百万円（同19.9%増）となりました。一方、その他の事業については、大型半導体製造装置向け配管材料の売上が一巡したこと等により、売上高は895百万円（同56.5%減）となりました。

【利益】

利益面については、米国の大型水処理装置案件の一巡および一部受注済み大型水処理装置案件の工期開始時期遅延等により、営業利益以下の各段階利益で前年を下回りました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

・日本

大型水処理装置の工事が順調に進捗したこと等により、売上高はほぼ前年並みの25,768百万円（前期比2.8%減）となりました。営業利益については、前連結会計年度における一部高採算大型案件の反動等により、3,083百万円（同23.1%減）となりました。

・韓国

前期に受注した大型水処理装置の工事が順調に進捗したこと等により売上高は9,158百万円（同184.1%増）、営業利益は402百万円（同25.7%増）となりました。

・中国

半導体関連設備投資に一服感があり、受注が低調であったこと等により、売上高は7,687百万円（同22.7%減）、営業利益は94百万円（同90.5%減）となりました。

・台湾

メンテナンスおよび消耗品の受注が堅調に推移した一方、大型水処理装置の工事着工が遅延したこと等により、売上高は3,535百万円（同17.6%減）、営業利益は754百万円（同51.4%減）となりました。

・米国

前期までの大型水処理装置案件の反動により、売上高は10,078百万円（同80.8%減）、営業利益は2,355百万円（同72.3%減）となりました。

・その他

前連結会計年度において、中期経営計画「TTT-26」の実現に向けた営業戦略の一環として、半導体製造拠点の分散化への対応を目的に、野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd.を設立し、連結の範囲に含めたことに伴い、新たな報告セグメントとして「その他」を追加しております。第1四半期より営業を開始し、メンテナンスおよび消耗品の受注により、売上高は16百万円となりました。利益については、設立費用等を吸収しきれず営業損失は21百万円となりました。

なお、前連結会計年度において、野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd.は営業活動を開始していないため、売上高および営業損益の計上はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、1,419百万円であり、その主なものは、当社のR&Dセンター建設849百万円等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額70,352百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。また、資金調達余力について有用な情報を提供するため、今年度より外貨借入契約を含めて記載しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は51,065百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
受 注 残 高(百万円)	44,366	42,598	40,770	32,219
売 上 高(百万円)	49,595	73,021	96,359	56,245
営 業 利 益(百万円)	6,550	10,647	15,372	6,667
経 常 利 益(百万円)	6,416	10,819	13,399	5,629
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,806	7,978	10,199	3,818
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	156.90	213.47	270.75	100.36
総 資 産(百万円)	41,918	70,602	116,783	110,290
純 資 産(百万円)	21,401	28,924	37,013	39,852
1 株 当 たり 純 資 産 額(円)	569.34	760.74	963.39	1,026.65

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)	第57期 (当事業年度) (2026年3月期)
受 注 残 高(百万円)	8,174	28,255	18,089	7,738
売 上 高(百万円)	22,796	20,262	26,818	28,215
営 業 利 益(百万円)	1,855	1,395	3,409	2,605
経 常 利 益(百万円)	2,655	4,407	6,097	5,519
当 期 純 利 益(百万円)	2,062	3,790	4,837	4,186
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	55.72	101.42	128.42	110.03
総 資 産(百万円)	20,999	47,598	88,644	83,613
純 資 産(百万円)	14,158	17,083	20,179	22,491
1 株 当 たり 純 資 産 額(円)	374.76	445.10	518.77	573.21

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。
- 2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益および1 株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アグループプラスチック株式会社	千円 100,000	% 100.0	配管材料等の販売
株式会社野村マイクロ・サイエンス 코리아	千KRW 3,849,840	% 100.0	超純水装置の販売、保守およびシステム開発等
野村微科学工程股份有限公司	千NT\$ 75,000	% 100.0	超純水装置の販売、保守
上海野村水处理工程有限公司	千US\$ 7,100	% 100.0	超純水装置の販売、保守
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd.,Co	千US\$ 1,200	% 100.0	超純水装置の販売、保守
野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd.	千SG\$ 500	% 100.0	超純水装置の販売、保守

(注) 当社の子会社は、上記の重要な子会社6社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2023年度に中期経営計画TTT-26（Together Toward Transformation-26）を策定し、「アジアを中心とした半導体・製薬工場向け超純水製造装置の卓越した会社を目指す」、「高度な技術とサービスを顧客に提供し、ベストパートナーとして共に経済的価値と同時に社会的価値を創造するサステナビリティ経営を実行する会社を目指す」を経営ビジョンとして掲げ、2026年度の経営目標売上高1,010億円、営業利益146億円、ROE25%以上、ROIC22%以上の達成を目指しております。

中期経営計画達成のための施策としては、「営業力の強化」、「エンジニアリングプロセスの改革」、「研究開発 SMART UP 3の加速」、「人的資本強化」、「環境問題への取組み」を推進し、企業価値の拡大を目指しております。

近年、半導体生産拠点は、当社の重要顧客をはじめ、従来の東アジア中心から世界各地へ分散する傾向にあることから、当社グループは米国現地法人の強化に加え、今後も継続的な半導体投資が見込まれる東南アジア地域への拡販を目的として新たにシンガポールに現地法人を設立し、営業活動を開始いたしました。またインドにおいてTATA SEMICONDUCTOR MANUFACTURING PRIVATE LIMITEDが手掛けるインドで最初の半導体製造工場の水処理装置を受注するなど、営業力の強化を進め、東南アジア地域からさらなる活動地域の拡大を図っております。今後も顧客企業の投資動向を注視し、販売地域の拡大に対応してまいります。

製薬市場においては、製薬会社が集中する北陸地域に営業拠点を配置し、国内受注活動の強化を図るとともに、韓国・米国など海外案件への取組みにも注力しております。また、細菌毒素である「エンドトキシン」を迅速かつ連続的に検出することが可能な世界初のモニターを開発し、実証実験を行うなど注射用水市場の開拓を図っております。

超純水製造装置の受注に際しては、従来から取り組んでいる納入装置のユニット化、スキッド化を行うプレファブ施工をパートナー企業と連携して実施し、「エンジニアリングプロセスの改革」を強力に推進しております。この改革により、さらなる業務効率化、キャパシティの拡大、納期短縮、現地工事の削減等を図ってまいります。

当社グループの水処理装置事業を継続的に成長させていくためには、最先端の半導体製造に要求されるレベルの水質を供給すべく、常に研究開発に取り組む必要があり、超純水の純度、分析感度、環境貢献の3項目をそれぞれ向上させることに取り組んでおります。また超純水製造技術を応用し、オゾン水や水素水など様々な特徴をもった機能水製造装置の開発にも注力してまいります。昨年度には次世代半導体向けの超純水製造装置などを開発する目的で新たに開発棟を建設し、今後さらに高精度分析技術の開発や不純物発生要因の研究のための分析棟建設を計画してまいります。

また、継続的な企業価値向上のためには、リソースとしてのエンジニアの拡充が不可欠であり、優秀な人材採用とともに社内外の教育制度の拡充による早期育成を継続し、人的資本の強化を図るとともに、デジタル投資による一層の業務効率化に取り組んでまいります。

そして、顧客の高度化する要求水質を満たしつつ、環境負荷が低く省エネルギーに資する水処理装置の提案など、新規納入した超純水製造装置の温室効果ガス排出量削減目標の達成に取り組むなどサステナビリティ経営の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社6社により構成されており、超純水^(注)製造装置の設計・施工・販売とそのメンテナンスならびに消耗品の販売を主要な事業としております。

(注) 超純水とは、水中に溶解しているイオン類、有機物、生菌、微粒子等を含まない極めて純度の高い水のことです。半導体の製造過程では洗浄工程に必須であり、使用される水の純度は歩留りに影響するため、水中に溶解している不純物を徹底的に除去した超純水が必要となります。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

① 水処理装置事業

当社グループは、水処理装置事業を主要な事業として、半導体、FPD（フラットパネルディスプレイ）および製薬向け超純水製造装置を中心に、超純水分野で培った技術を応用した各種用途向けの水処理装置の設計・施工・販売のほか、納入した装置のメンテナンスならびに装置に付帯するカートリッジフィルター、イオン交換樹脂等各種消耗品の販売、水質分析の受託等を行っております。

また、当社グループは、半導体製造技術の高度化・微細化に伴う要求に応えるべく、原水中の不純物を除去する前処理から超純水製造工程までを一貫して構築するとともに、環境負荷を軽減し、限られた水資源の有効利用に資する排水・回収処理装置を提供しております。

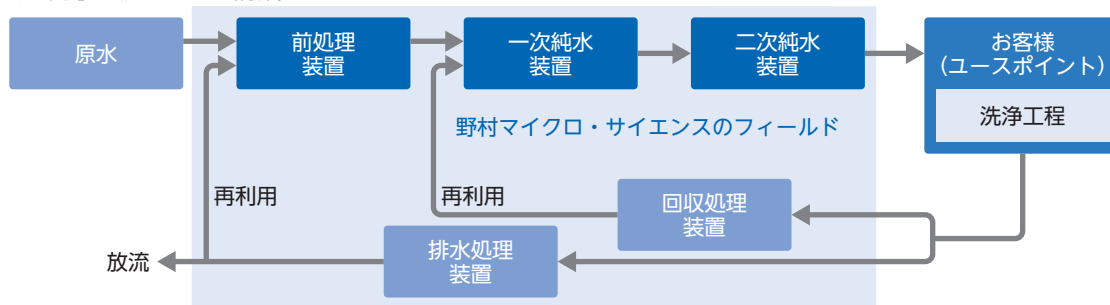
これらは、当社が国内ユーザーおよび海外ユーザーに販売しているほか、連結子会社5社を通じて、韓国、中国、台湾、米国、その他の地域の各ユーザーに対し、それぞれ販売等を行っております。

また、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアは、研究開発機能を有しており、海外の有力ユーザーにより近い場所で研究開発体制を構築し、ユーザーから求められる研究課題の解決を図るとともに、当社グループの技術力向上と併せコストダウンに資する提案を行っております。

加えて、ユーザーの設備投資の負担軽減ニーズに対しては、当社が設備を保有し超純水を提供するBOOM(ブーム)^(注)契約で対応することもあり、この契約も水処理装置事業に含まれております。

(注) Build Own Operate and Maintenanceの略であります。BOOM契約とは、当社がユーザーに超純水製造装置を提供し、ユーザーが使用した超純水の使用料を支払う契約であり、装置の運転管理・メンテナンスはすべて当社が行っております。

◎ 超純水製造装置の構成



1. 前処理装置

原水中の懸濁物質の除去を行い、一次純水装置に低濁質の水を安定供給するものであり、凝集沈殿装置、ろ過塔、膜前処理装置等が主要構成機器となります。

2. 一次純水装置

前処理水に含まれる不純物の除去を行い、高純度な純水に処理する装置であり、活性炭塔、イオン交換樹脂塔、逆浸透装置、電気再生式イオン交換装置、有機物分解装置、脱ガス装置等が主要構成機器となります。

3. 二次純水装置

一次純水に含まれる不純物をさらに除去し、要求されている超純水水質まで高める装置であり、有機物分解装置、非再生型イオン交換樹脂塔、限外ろ過装置等が主要構成機器となります。

② その他の事業

当社およびアグループプラスチック株式会社は、その他の事業として、国内ユーザーおよび海外ユーザーに対し、高純度薬品および配管材料等の販売を行っております。高純度薬品は超純水製造装置を構成する各種装置の安定化運転等に資するものであり、配管材料は主に超純水供給をはじめ化学薬品、上下水およびガス等の移送に供するものであります。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市	京滋駐在事務所	滋賀県大津市
研 究 所	神奈川県厚木市	中四国営業所	広島県広島市
東日本営業所	神奈川県厚木市	福山出張所	広島県福山市
掛川駐在事務所	静岡県掛川市	観音寺出張所	香川県観音寺市
仙台出張所	宮城県仙台市	山口駐在事務所	山口県周南市
北上駐在事務所	岩手県北上市	九州営業所	熊本県菊池郡菊陽町
埼玉出張所	埼玉県さいたま市	長崎駐在事務所	長崎県大村市
名古屋営業所	愛知県名古屋市	福岡駐在事務所	福岡県大野城市
北陸出張所	富山県富山市	大分駐在事務所	大分県大分市
西日本営業所	大阪府吹田市	宮崎駐在事務所	宮崎県宮崎市

(注) 2025年4月1日付で、北陸出張所を開設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
アグループプラスチック株式会社	神奈川県厚木市
株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア	大韓民国京畿道華城市
野村微科学工程股份有限公司	中華人民共和国新竹市
上海野村水処理工程有限公司	中華人民共和国上海市
野村マイクロ・サイエンス USA Ltd., Co	アメリカ合衆国テキサス州ラウンドロック
野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門等の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
営 業 部 門	174 (17) 名	12名増
設 計 工 事 部 門	285 (28)	29名増
開 発 部 門	43 (3)	2名増
全 社 (共 通)	121 (9)	—
合 計	623 (57)	43名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、総務部および経理部等に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
426 (45) 名	20名増	41.4歳	11.5年

- (注) 使用人数は、就業員数（当社から社外への出向者18名を除いております。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	17,987百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	16,289
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	15,589
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,200

- (注) 1. 当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額70,352百万円の当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。
2. 資金調達余力について有用な情報を提供するため、今年度より外貨借入契約を含めて記載しております。
3. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は51,065百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 88,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,608,000株
- (3) 株主数 27,385名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
北 興 化 学 工 業 株 式 会 社	4,200千株	11.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	3,083	8.1
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,200	3.1
野 村 殖 産 株 式 会 社	1,200	3.1
千 田 豊 作	1,197	3.1
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	902	2.4
カ ッ ラ ギ 工 業 株 式 会 社	866	2.3
ノ ム ラ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	800	2.1
国 土 防 災 技 術 株 式 会 社	580	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	549	1.4

- (注) 1. 株数は、千株未満は切り捨て、持株比率は小数点第2位を四捨五入しております。
2. 当社は、自己株式を2,319,216株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（監査等委員を除く）	75,400株	5名
取締役（監査等委員）	1,532株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告22頁「4. (5) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況

第4回新株予約権	
発行決議日	2021年8月26日
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 8,000株（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり535,200円（1株当たり1,338円）
権利行使期間	2023年9月18日から2028年9月14日まで
行使の条件	(注) 1
役員の保有状況	
取締役（監査等委員を除く）	20個（8,000株） 2名
取締役（監査等委員）	－個（－株） ー名

第5回新株予約権	
発行決議日	2022年8月10日
新株予約権の数	85個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 34,000株（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり384,400円（1株当たり961円）
権利行使期間	2024年9月23日から2029年9月21日まで
行使の条件	(注) 1
役員の保有状況	
取締役（監査等委員を除く）	55個（22,000株） 2名
取締役（監査等委員）	30個（12,000株） 1名

第6回新株予約権

発行決議日	2023年8月10日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,000株（新株予約権1個につき400株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり618,000円（1株当たり1,545円）
権利行使期間	2025年9月22日から2030年9月20日まで
行使の条件	（注）1
役員の保有状況	
取締役（監査等委員を除く）	30個（12,000株） 1名
取締役（監査等委員）	－個（－株） －名

第7回新株予約権

発行決議日	2024年10月15日
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり237,300円（1株当たり2,373円）
権利行使期間	2026年11月24日から2031年11月20日まで
行使の条件	（注）1
役員の保有状況	
取締役（監査等委員を除く）	30個（3,000株） 1名
取締役（監査等委員）	－個（－株） －名

- （注）1. 新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずるいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができません。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずるいずれかの地位を喪失した場合はこの限りではありません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）2名および監査等委員である取締役1名が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員を含む。）就任前に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

		第8回新株予約権	
発行決議日		2025年9月16日	
新株予約権の数		4,175個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 417,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり328,500円 (1株当たり3,285円)	
権利行使期間		2027年9月24日から 2032年9月24日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	4,175個 (注) 2
		目的となる株式数	417,500株
		交付者数	384名

- (注) 1. 新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずるいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な理由により、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずるいずれかの地位を喪失した場合はこの限りではありません。
2. 2026年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が5個減少し4,170個となっております。減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 5個

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	内 田 誠	
取締役常務執行役員	西 江 勝 治	営業本部長 (韓国・米国担当) 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア代表取締役社長
取締役執行役員	西 村 司 朗	管理本部長兼資材部担当
取締役執行役員	井 上 嘉 成	エンジニアリング本部長兼営業本部副本部長 (台湾・その他地域担当) 野村微科学工程股份有限公司董事長 野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd. Managing Director
取 締 役	千 田 豊 作	
取締役(常勤監査等委員)	瀬 下 忍	
取締役(監査等委員)	田 中 伸 介	
取締役(監査等委員)	新 島 由 未 子	虎ノ門法律経済事務所山田グループ弁護士 共同印刷株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	片 岡 久 依	片岡久依公認会計士事務所所長 株式会社Finatextホールディングス社外監査役 監査法人Bloom代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 田中伸介氏は、長年にわたる上場会社における業務経験および企業経営を通じて培われた幅広い経験と知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 新島由未子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 片岡久依氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役瀬下 忍氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役(監査等委員) 田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏と当社の間には、人的関係、資本関係および重要な取引関係がなく、当社が定める社外取締役の独立性判断基準の全ての要件を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、3氏を東京証券取引所が定める独立役員として選定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役田中伸介氏、新島由未子氏および片岡久依氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。

(4) 当事業年度中の取締役の異動

① 就任

2025年6月24日開催の第56回定時株主総会におきまして、新たに井上嘉成氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

該当事項はありません。

③ 取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
西 江 勝 治	取締役常務執行役員 営業本部長（韓国・米国担当）	取締役常務執行役員 営業本部長（海外担当）	2025年4月1日
千 田 豊 作	取締役	取締役会長	2025年6月24日
井 上 嘉 成	取締役執行役員 エンジニアリング本部長 兼営業本部副部長（台湾・その他地域担当）	取締役執行役員 エンジニアリング本部長 兼営業本部副部長（台湾・その他地域担当）兼詳細設計部長	2025年8月1日

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改訂内容について決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ改訂内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<基本方針>

当社の取締役は、業務執行を通して、収益力・資本効率の改善を図りながら、当社の持続的な成長を推進するとともに、取締役会の一員としては、適切なりスクテイクを支える環境整備や執行に対する適切な監督を行うことで企業価値の向上を促進しております。

当社は、このような取締役の役割・責務を踏まえ、取締役の報酬を、i) 役割・責務に応じた報酬（基本報酬）、ii) 短期的および中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能する業績や株価に連動した報酬（インセンティブ報酬）、ならびにiii) 取締役在任中の功労に対する報酬（退職慰労金）により構成するものとします。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針>

1. 報酬額決定プロセスについての方針

「基本報酬」、「業績連動型賞与」および「株式報酬」の額については、以下のプロセスにより適正に決定するものとします。

- ・取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議により委任を受けた代表取締役が決定するものとします。
- ・代表取締役は、取締役会決議により制定された取締役の報酬に係る内規（以下、「内規」という。）で定める基準および算定式等に従い算定される取締役の個人別の報酬額に基づき、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の役位、職責、在任年数、時間に応じた報酬を勘案のうえ、取締役の個人別の報酬案を作成するものとします。
- ・代表取締役が作成した取締役の個人別の報酬案は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されている報酬委員会へ諮問されるものとします。
- ・報酬委員会は、代表取締役が作成した取締役の個人別の報酬案について、算定のプロセスの合理性等を審議したうえで、答申を行うものとします。
- ・代表取締役は、報酬委員会からの答申内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬額を最終的に決定するものとします。
- ・各取締役の個人別の報酬額の総額は、株主総会で決議された取締役の年間の報酬限度額の範囲内とします。

2. 報酬別の決定方針

【基本報酬】

- ・基本報酬は、取締役の役割・責務に応じ、職務遂行の対価として毎月支給される定額の金銭報酬であり、内規で定める取締役の役位に応じた基準に従い算定されるものとします。

【業績連動型賞与】

- ・賞与は、短期的なインセンティブ報酬として7月と12月に支給される業績連動型の金銭報酬であり、内規で定める算定式に従い、各取締役の基本報酬額により算出された基礎算定額に、各事業年度における当社グループの連結売上高および連結営業利益率に基づいて設定された複数の係数等を乗じて算定されるものとします。

【株式報酬】

- ・株式報酬は、中長期的なインセンティブ報酬として、取締役の選任決議が行われた株主総会から一定期間内に支給される非金銭報酬であり、各取締役に支給される株式報酬の総額は、基本報酬および業績連動型賞与のための報酬限度額とは別枠で株主総会の決議により定めるものとします。
- ・各取締役に對して支給される株式数は、株主総会により承認された株式総数の範囲内において、取締役会の決議により決定されるものとします。

【退職慰労金】

- ・退職慰労金は、取締役在任中における功勞に対する報酬として「取締役退職慰労金取扱内規」で定める基準に従い取締役の退任時に支給される金銭報酬とします。
- ・退職慰労金の支給に際しては、株主総会での承認決議を得るものとします。
- ・退任取締役に支給する退職慰労金の額は、株主総会での承認決議に基づき、取締役会決議により委任を受けた代表取締役が「取締役退職慰労金取扱内規」に従い決定するものとします。

3. 各種報酬の支給割合についての決定方針

- ・当社は、取締役の報酬を中長期にわたる持続的な業績向上と企業価値・株主価値の増大に対する有効なインセンティブとして機能させるために、基本報酬、業績連動型賞与および株式報酬が合理的な割合で支給されるよう設計するものとします。
- ・取締役の報酬設計および支給割合については、経済情勢や当社を取り巻く環境などを勘案しながら、中長期にわたる持続的な業績向上と企業価値・株主価値の増大に対するより一層有効なインセンティブとするよう審議・検討を継続するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	674,077 (—)	162,694 (—)	305,426 (—)	174,425 (—)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	56,734 (29,697)	43,650 (28,350)	9,100 (—)	2,072 (1,347)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	730,812 (29,697)	206,344 (28,350)	314,526 (—)	176,497 (1,347)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告16頁「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第55回定時株主総会において年額600,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は4名です。また、上記報酬枠とは別枠で、2024年6月25日開催の第55回定時株主総会において取締役 (社外取締役および監査等委員を除く。) に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額250,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役および監査等委員を除く。) の員数は4名です。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2025年6月24日開催の第56回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名です。また、上記報酬枠とは別枠で、2024年6月25日開催の第55回定時株主総会において取締役 (監査等委員) に対し、譲渡制限付株式を付与すること、ならびに譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額10,000千円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員内田 誠に対し各取締役 (監査等委員を除く。) の基本報酬の額、賞与および譲渡制限付株式報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員を除く。) の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会からの答申を受けております。
6. 業績連動型の賞与の算定に用いる指標は、前事業年度における「連結売上高」および「連結営業利益率」であり、当該指標を選定した理由は、年度単位の業績向上に対するインセンティブとして明確な指標になると判断しているからであります。なお、当事業年度の賞与算定に用いる指標である前事業年度における当社グループの連結売上高は963億円 (第55期の事業年度の連結売上高730億円)、連結営業利益率は16.0% (第55期の事業年度の連結営業利益率14.6%) であります。
7. 上記の報酬等の総額には、以下の当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
- ・取締役 (監査等委員を除く。) 5名 31,531千円
 - ・取締役 (監査等委員) 1名 1,912千円

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2007年6月27日開催の第38回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。この決議に基づく当事業年度末における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであり、支給時期は取締役の退任時としております。

・取締役 1名 141,634千円

なお、当社は企業業績ならびに個人成果との連動を明確にするとともに、中長期的観点からの経営課題を遂行するため、2010年6月23日開催の取締役会において、あらためて役員退職慰労金制度を導入することを決議しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）新島由未子氏は、虎ノ門法律経済事務所山田グループ弁護士および共同印刷株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社と虎ノ門法律経済事務所山田グループおよび共同印刷株式会社との間に特別な関係はありません。また、取締役（監査等委員）片岡久依氏は、片岡久依公認会計士事務所所長および監査法人Bloom代表社員ならびに株式会社Finatextホールディングスの社外監査役を兼職しておりますが、当社と片岡久依公認会計士事務所および監査法人Bloomならびに株式会社Finatextホールディングスとの間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査等委員会等への出席状況および発言状況

	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 田中伸介	15/15回 (100%)	26/26回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮し、報酬委員としては経営視点から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：4/4回、報酬委員会：5/5回</p>
社外取締役（監査等委員） 新島由未子	15/15回 (100%)	26/26回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、弁護士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性の確保、コンプライアンスの視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員・報酬委員としては独立した立場から客観性・透明性の確保を意識した議論の展開により、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：4/4回、報酬委員会：5/5回</p>
社外取締役（監査等委員） 片岡久依	15/15回 (100%)	26/26回 (100%)	<p>取締役会や監査等委員会においては、公認会計士としての専門性に基づき、経営の妥当性・適正性確保の視点から積極的な発言を行っております。</p> <p>また、指名委員としては客観性・透明性の確保を意識した議論を展開し、報酬委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮することにより、指名委員会・報酬委員会の監督機能の強化に貢献しております。</p> <p>(指名委員会・報酬委員会の出席状況) 指名委員会：4/4回、報酬委員会：5/5回</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54,400千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,400千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア、上海野村水処理工程有限公司および野村微科学工程股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2025年4月15日および2026年3月16日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム）に関する基本方針の一部改定を決議しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（コンプライアンス体制）

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンス グループ行動規範」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- ② コンプライアンス体制の確立に向け、その基礎となる「野村マイクロ・サイエンス グループ行動規範」および「コンプライアンス基本規程」ならびに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを推進するための体制の整備および維持を図るものとする。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報システムを整備し、その運用を行うものとする。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- ⑥ 反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、「野村マイクロ・サイエンス グループ行動規範」に「反社会的勢力やテロ組織などとの関係を一切遮断するとともに、反社会的勢力の関与、テロ組織への資金提供、マネーロンダリングなどの防止に努める」ことを明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持するものとする。

（内部監査体制）

内部牽制を適切に機能させるため、社長執行役員の直下に内部監査室を設置するとともに、執行部門に対する内部監査室の独立性を確保しながら、内部統制システムの有効性を確認するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づき、記録媒体に応じて検索性の高い状態で適切に保存・管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行に係るリスクとして、以下のイからニのリスクを認識し、それらのリスクを適切に把握・管理するために、個々のリスクに対する管理責任者を定めるなど、リスク管理体制を整えるものとする。
 - イ. 信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
 - ロ. 流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金の確保が困難となることに加えて、資金を確保する際に通常よりも著しく高い金利の負担を余儀なくされることにより損失を被るリスク。
 - ハ. オペレーショナルリスク
業務の過程において、取締役および使用人が正確な事務を怠ることや事故・不正等を惹起させること、または情報システムの機能不全等により損失を被るリスク。
 - ニ. 法務リスク
法令違反や契約違反による罰則適用や損害賠償、不適切な契約の締結、その他法的原因により損失を被るリスク。
- ② リスク管理体制の一環として、「リスク管理規程」を定め、リスクが顕在化した場合の危機対応体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長執行役員を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ③ 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議、ならびにグループ経営全般に亘る報告・協議を行う場として、常勤取締役および社長執行役員が出席を求めた者により構成するものとする。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化を促進するとともに、機動性の高い執行体制を構築するものとする。
- ⑤ 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」に基づき、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとする。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンス グループ行動規範」および「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- ② 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるとともに、経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとする。
- ③ 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当該外子会社の監査役に報告するものとする。
- ④ 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社の監査等委員会に報告するものとする。
- ⑤ 内部監査室は、当社および子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の社長執行役員に報告するものとする。
- ⑥ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき網羅的・統括的に当社への報告を行う体制を整備することを通じて、子会社における損失危険の状況を適切に把握し、管理するものとする。なお、経営会議においては、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議するものとする。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、定期的に開催され、常勤取締役および社長執行役員が出席を求めた者ならびに子会社の代表取締役が出席する会議において、子会社の業務内容の報告を受けるとともに、子会社の重要案件については、当社と子会社との事前協議に基づき、子会社の取締役会において審議を行うこと等により子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するものとする。
 - ロ. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築するものとする。
- ⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ロ. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。

- ハ、当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとする。
- ニ、当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役および使用人が通報専用窓口（社外の法律専門家）へ匿名性を確保しながら通報することができ、通報専用窓口から通知を受けた常勤の監査等委員が通報事実について調査する旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による通報者の解雇その他不利益な取扱いの禁止を明記するものとする。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項**
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命するものとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得ることとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ② 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記するものとする。
- (7) **監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設けるものとする。
- (8) **取締役（監査等委員を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役（監査等委員を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）および使用人に対して報告を求められることができるものとする。

- ② 内部通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針および監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性および効率性を高めるものとする。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告にかかる内部統制システムの体制構築および整備を行うものとする。
- ② 内部統制システムが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、内部牽制体制を適切に整備・運用し、金融商品取引法およびその他の関連法令等に対する適正性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(1) コンプライアンス体制について

当社グループでは、コンプライアンス体制の基礎として、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当事業年度は同委員会を年2回開催しており、同体制を中心として、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の更なる整備および維持を図っております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループでは、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。当事業年度は、取締役会を15回開催し、「経営方針の決定」、「諸規程の制定・改訂」、「組織変更」等の審議および決議を行っております。また、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に際しては、取締役および社長執行役員が出席を求めた者をメンバーとする経営会議において取締役会の決議事項の事前協議を行い、社内における意見調整を図り、効率的な業務運営を行っております。

(3) リスクマネジメント体制について

当社グループでは、不測の事態や危機が発生した場合には、社長執行役員を責任者とする対策本部、情報連絡チームを設置し、迅速な対応を可能としております。こうした措置により損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を維持しております。

(4) **企業集団における業務の適正を確保するための体制について**

当社グループでは、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議および審議する場としての経営会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとしております。この経営会議は、グループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する場としても機能しております。

(5) **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループでは、グループ内報告体制として、内部通報システムを整備し、その運用を行っております。また、グループの法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、監査等委員会が意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

8. **会社の支配に関する基本方針**

当社におきましては、現在、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、買収への対抗措置の導入の是非、必要性も含め、継続的に検討しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	99,987,402	流動負債	68,213,771
現金及び預金	10,425,046	支払手形及び買掛金	7,761,144
受取手形	286,295	短期借入金	51,065,800
売掛金	4,132,401	リース債務	306,791
契約資産	77,360,898	未払金	1,378,414
電子記録債権	1,014,602	未払法人税等	3,450,785
商品及び製品	392,150	契約負債	1,749,764
仕掛品	3,593,530	製品保証引当金	354,912
原材料及び貯蔵品	1,196,126	賞与引当金	430,468
前渡金	818,071	役員賞与引当金	34,744
未収入金	560,290	資産除去債務	59,323
その他	591,970	その他	1,621,623
貸倒引当金	△383,982	固定負債	2,223,462
固定資産	10,302,761	リース債務	1,616,245
有形固定資産	6,263,117	長期未払金	141,634
建物及び構築物	2,054,758	退職給付に係る負債	12,316
機械装置及び運搬具	436,742	役員退職慰労引当金	277,513
工具、器具及び備品	201,839	繰延税金負債	175,753
土地	1,256,954	負債合計	70,437,233
リース資産	1,893,879	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	418,943	株主資本	36,716,908
無形固定資産	79,817	資本金	2,236,800
その他	79,817	資本剰余金	4,237,497
投資その他の資産	3,959,826	利益剰余金	30,521,528
投資有価証券	1,060,066	自己株式	△278,917
退職給付に係る資産	512,135	その他の包括利益累計額	2,592,271
繰延税金資産	1,473,286	その他有価証券評価差額金	523,282
敷金及び保証金	630,676	繰延ヘッジ損益	△2,151
その他	283,661	為替換算調整勘定	2,071,140
資産合計	110,290,164	新株予約権	543,750
		純資産合計	39,852,930
		負債純資産合計	110,290,164

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		56,245,860
売上原価		43,538,815
販売費及び一般管理費		12,707,045
営業利益		6,039,567
営業外収益		6,667,477
受取利息及び受取配当金	147,364	
受為取替家差	30,029	
その他	1,058,829	
営業外費用	62,795	1,299,019
支払利息	2,323,082	
その他	14,264	2,337,347
特別利益		5,629,149
固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	17,495	17,551
特別損失		
固定資産除却損	768	
投資有価証券売却損	160	929
税金等調整前当期純利益		5,645,771
法人税、住民税及び事業税	2,558,392	
法人税等調整額	△730,793	1,827,598
当期純利益		3,818,172
親会社株主に帰属する当期純利益		3,818,172

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,236,800	3,286,603	29,736,483	△330,121	34,929,766
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,033,127		△3,033,127
親会社株主に帰属する当期純利益			3,818,172		3,818,172
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分		950,893		51,238	1,002,131
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	950,893	785,045	51,203	1,787,142
当連結会計年度末残高	2,236,800	4,237,497	30,521,528	△278,917	36,716,908

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	373,594	－	1,173,591	1,547,185	536,984	37,013,936
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△3,033,127
親会社株主に帰属する当期純利益						3,818,172
自己株式の取得						△34
自己株式の処分						1,002,131
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	149,687	△2,151	897,549	1,045,086	6,765	1,051,851
当連結会計年度変動額合計	149,687	△2,151	897,549	1,045,086	6,765	2,838,994
当連結会計年度末残高	523,282	△2,151	2,071,140	2,592,271	543,750	39,852,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	73,748,864	流動負債	58,918,248
現金及び預金	4,795,728	買掛金	3,495,084
売掛金	10,995,018	短期借入金	50,865,800
契約資産	1,872,641	リース負債	295,676
電子記録債権	986,112	未払金	1,298,336
商品及び製品	57,912	未払法人税等	834,883
仕掛品	1,554,207	契約負債	922,742
原材料及び貯蔵品	1,195,003	製品保証引当金	237,000
前渡金	360,186	賞与引当金	439,568
短期貸付金	45,572,800	資産除去債務	59,323
未収入金	1,118,781	その他	469,833
その他の他	5,530,607	固定負債	2,204,130
貸倒引当金	△290,135	リース債務	1,616,245
固定資産	9,864,569	長期未払金	141,634
有形固定資産	5,432,014	役員退職慰労引当金	270,497
建物	1,661,863	その他	175,753
構築物	45,741	負債合計	61,122,379
機械及び装置	311,234	純資産の部	
工具、器具及び備品	191,534	株主資本	21,424,908
土地	917,126	資本金	2,236,800
リース資産	1,883,052	資本剰余金	4,238,969
建設仮勘定	421,462	資本準備金	1,968,194
無形固定資産	36,720	その他資本剰余金	2,270,775
ソフトウェア	24,085	自己株式処分差益	2,270,775
その他	12,635	利益剰余金	15,228,055
投資その他の資産	4,395,833	利益準備金	158,700
投資有価証券	1,054,756	その他利益剰余金	15,069,355
関係会社株式	1,725,047	別途積立金	3,240,000
関係会社出資金	225,176	繰越利益剰余金	11,829,355
前払年金費用	534,659	自己株式	△278,917
繰延税金資産	528,340	評価・換算差額等	522,395
敷金及び保証金	183,552	その他有価証券評価差額金	522,395
その他	144,300	新株予約権	543,750
資産合計	83,613,433	純資産合計	22,491,054
		負債純資産合計	83,613,433

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		28,215,369
売上原価		21,042,661
売上総利益		7,172,708
販売費及び一般管理費		4,567,673
営業利益		2,605,034
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,376,417	
受取為替家賃	30,029	
その他	787,046	
営業外費用		39,311
支払利息	2,315,434	
支払手数料	2,005	
その他	1,381	2,318,821
経常利益		5,519,018
特別利益		
固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	17,100	17,156
特別損失		
固定資産除却損	613	613
税引前当期純利益		5,535,561
法人税、住民税及び事業税	1,523,047	
法人税等調整額	△173,803	1,349,244
当期純利益		4,186,317

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金 自己株式処 分差益	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	2,236,800	1,968,194	1,319,882	3,288,076	158,700	3,240,000	10,676,165	14,074,865
当期変動額								
剰余金の配当							△3,033,127	△3,033,127
当期純利益							4,186,317	4,186,317
自己株式の取得								
自己株式の処分			950,893	950,893				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	950,893	950,893	－	－	1,153,190	1,153,190
当期末残高	2,236,800	1,968,194	2,270,775	4,238,969	158,700	3,240,000	11,829,355	15,228,055

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△330,121	19,269,620	372,804	372,804	536,984	20,179,410
当期変動額						
剰余金の配当		△3,033,127				△3,033,127
当期純利益		4,186,317				4,186,317
自己株式の取得	△34	△34				△34
自己株式の処分	51,238	1,002,131				1,002,131
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			149,590	149,590	6,765	156,356
当期変動額合計	51,203	2,155,287	149,590	149,590	6,765	2,311,643
当期末残高	△278,917	21,424,908	522,395	522,395	543,750	22,491,054

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

野村マイクロ・サイエンス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 昌良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村マイクロ・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

野村マイクロ・サイエンス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山口 昌良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村マイクロ・サイエンス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

野村マイクロ・サイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 瀬 下 忍 ⑩

監査等委員 田 中 伸 介 ⑩

監査等委員 新 島 由未子 ⑩

監査等委員 片 岡 久 依 ⑩

(注) 監査等委員田中伸介、新島由未子及び片岡久依は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、継続的な企業価値拡大とともに安定した株主還元を継続するとの方針の下、健全な財務基盤を維持しつつ、バランスの取れたキャッシュアロケーションを実践することを目標としております。

第57期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は中間配当金20円と合わせて、1株につき81円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金61円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,335,615,824円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）

2026年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名委員会の答申および監査等委員会の審議を経ております。

各取締役候補者に関する事項は、48頁から50頁に記載のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	うちだ まこと 内田 誠 再任	代表取締役社長執行役員	15/15回
2	にし え かつ じ 西江 勝治 再任	取締役常務執行役員 営業本部長（韓国、米国担当）	15/15回
3	にし むら し ろう 西村 司朗 再任	取締役執行役員 管理本部長兼資材部担当	15/15回
4	いの うえ よし なり 井上 嘉成 再任	取締役執行役員 エンジニアリング本部長兼営業本部副本部長（台湾・その他地域担当）	11/11回
5	はく もと けい いち 箔本 恵一 新任	執行役員 営業本部副本部長（国内担当）	—/—回

（注）取締役井上嘉成氏は、2025年6月24日開催の第56回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>うちだ まこと 内田 誠 (1958年2月20日)</p> <p>[所有する当社の株式数] 136,900株</p>	<p>1983年4月 三菱レイヨン株式会社(現 三菱ケミカル株式会社)入社 2010年4月 同社メンブレン部長 2012年4月 同社アクア事業部長 2014年7月 同社水環境事業中国代表 無錫麗陽膜科技有限公司総経理 2017年4月 三菱ケミカル株式会社中国事業推進グループマネージャー 2018年10月 当社入社会長・社長付特命事項担当 2019年6月 常務取締役営業本部長 2020年6月 専務取締役 2020年10月 代表取締役専務 2021年6月 代表取締役副社長 2022年4月 代表取締役副社長執行役員 2023年4月 代表取締役社長執行役員(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 内田 誠氏は、長年にわたり膜・水処理事業に携わっており、これまで培った豊富な知見と企業経営に関する幅広い経験を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>
2	<p>にし え かつ じ 西江勝治 (1972年6月1日)</p> <p>[所有する当社の株式数] 76,800株</p>	<p>1996年4月 有限会社アクアシステム入社 1999年5月 橘工業株式会社入社 2000年10月 当社入社 2014年4月 海外営業部長 2018年4月 理事韓国営業部長 2019年6月 取締役営業本部副本部長兼韓国営業部長 2020年6月 取締役営業本部副本部長(海外担当)兼韓国営業部長 2022年4月 取締役執行役員 2023年4月 取締役常務執行役員(現任) 営業本部長(海外担当)兼設計本部長 2024年4月 営業本部長(海外担当) 2025年4月 営業本部長(韓国、米国担当)(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社野村マイクロ・サイエンス コリア代表取締役社長</p> <p>[取締役候補者とした理由] 西江勝治氏は、国内および海外営業部門で業務経験を積み、これまで培った経験と知識を活かし、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
3	にしむらしろう 西村司朗 (1964年8月22日) [所有する当社の株式数] 50,404株	1985年4月 広島トヨペット株式会社入社 1991年8月 当社入社 2015年4月 資材部長 2021年4月 理事 2022年4月 執行役員 資材部担当 (現任) 2023年4月 管理本部長 (現任) 2023年6月 取締役執行役員 (現任) [取締役候補者とした理由] 西村司朗氏は、当社において長年にわたり国内営業、メンテナンス、資材調達などに携わり、顧客およびサプライチェーン双方の接点として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。
4	いのうえよしなり 井上嘉成 (1974年1月25日) [所有する当社の株式数] 17,000株	1996年4月 当社入社 2018年4月 中・台営業部長 2019年4月 理事海外営業本部中・台営業部長 2020年7月 理事国内エンジニアリング部長 2023年4月 執行役員エンジニアリング本部副本部長 (国内担当) 兼国内エンジニアリング部長兼SQE部担当 2024年4月 執行役員 エンジニアリング本部長 (現任) 2025年4月 営業本部副本部長 (台湾・その他地域担当) (現任) 2025年6月 取締役執行役員 (現任) [重要な兼職の状況] 野村微科学工程股份有限公司董事長 野村マイクロ・サイエンス Singapore Pte. Ltd. Managing Director [取締役候補者とした理由] 井上嘉成氏は、長年にわたり海外エンジニアリング部門および中・台営業部門の要職を歴任しており、卓越した技術的な知見と豊富なプロジェクトの実務経験を有していることから、当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
5	※ はくもと けい いち 箔 本 恵 一 (1972年2月28日) [所有する当社の株式数] 59,832株	1995年4月 大和冷機工業株式会社入社 1996年2月 当社入社 2006年12月 京滋営業所長 2014年5月 西日本営業所長兼京滋出張所長兼名古屋出張所長 2017年4月 西日本営業部長兼西日本営業所長 2021年4月 理事営業本部副本部長(国内担当)兼西日本営業部長 2022年4月 執行役員営業本部副本部長(国内担当)(現任)
[取締役候補者とした理由] 箔本恵一氏は、長年にわたり国内営業部門の要職を歴任しており、国内の市場環境を踏まえた戦略の立案および実行により当社の事業成長を牽引しながら、部門横断的な連携を主導し、収益の極大化に貢献してまいりました。 当社は、このような同氏の国内営業部門における豊富な経験と戦略を立案・実行する能力が当社および当社グループの業績ならびに企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者としております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 西江勝治氏は、株式会社野村マイクロ・サイエンス コリアの代表取締役社長であり、当社は同社に超純水製造装置の部品販売、研究開発の委託を行っております。また、井上嘉成氏は、野村微科学工程股份有限公司の董事長および野村マイクロ・サイエンスSingapore Pte. Ltd.のManaging Directorであり、当社は両社に超純水製造装置の販売、保守の委託を行っております。
3. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役片岡久依氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)
かた おか ひさ より 片岡久依 (1959年1月29日) [所有する当社の株式数] 508株	1981年4月 東陶機器株式会社(現 TOTO株式会社) 入社 1987年9月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1990年9月 公認会計士登録 2020年10月 片岡久依公認会計士事務所所長(現任) 2020年12月 株式会社ROMS監査役(現任) 2021年2月 株式会社Finatextホールディングス社外監査役(現任) 2021年4月 スタートバーン株式会社社外監査役(現任) 2022年1月 監査法人Bloom代表社員(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年3月 SBIバイオテック株式会社社外監査役(現任)
[重要な兼職の状況]	片岡久依公認会計士事務所所長 株式会社Finatextホールディングス社外監査役 監査法人Bloom 代表社員
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 片岡久依氏は、長年にわたる監査業務およびアドバイザリー業務等を通じて培われた公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を有しております。また、当社においては、取締役会や監査等委員会において、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識に基づき、経営の妥当性・適正性確保の観点から、積極的に発言を行うとともに、報酬委員会では委員長として独立した立場から客観的な議論の展開を指揮し、指名委員会の委員としては客観性・透明性の確保を意識した議論を行うなど、報酬委員会および指名委員会の監督機能の強化に貢献しております。 当社は、同氏のこのような当社における貢献を踏まえ、同氏の公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識が、当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。	

- (注) 1. 片岡久依氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 2. 片岡久依氏との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 片岡久依氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当社は片岡久依氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合には同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で被保険者を当社の取締役とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、犯罪行為または法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外としております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
6. 片岡久依氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が可決された場合の取締役会の構成ならびに各取締役の専門性は以下のとおりです。

No.	取締役 氏名	指名委員会 報酬委員会	独立社外 取締役	企業経営 事業運営 経営企画・戦略	技術・開発 エンジニアリング	営業 マーケティング	グローバル 海外事業	財務・会計 人事	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	ESG サステナビリティ
1	内田 誠	指名委員 報酬委員		●	●	●	●		●	●
2	西江 勝治				●	●	●			
3	西村 司朗				●	●	●	●		●
4	井上 嘉成				●	●	●			
5	箔本 恵一			●	●	●				
6	瀬下 忍 (監査等委員)	指名委員 報酬委員						●	●	●
7	田中 伸介 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●	●		●	●		●	
8	新島由未子 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●						●	
9	片岡 久依 (監査等委員)	指名委員 報酬委員	●				●	●		

(注) 上記のスキル・マトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）千田豊作氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針および取締役退職慰労金取扱内規に沿って、報酬委員会の答申および監査等委員会の審議を経て取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は事業報告22頁から23頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
千田豊作	1986年6月 取締役
	1990年6月 常務取締役
	1992年6月 専務取締役
	1996年6月 取締役副社長
	2000年6月 代表取締役社長
	2014年4月 代表取締役会長兼社長
	2015年6月 代表取締役会長
	2016年6月 代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）
	2020年6月 取締役会長
	2025年6月 取締役 現在に至る

（注）千田豊作氏への退職慰労金の額は、退職慰労金制度が再導入された2010年6月23日から本総会終結時までの期間を在任期間として決定されるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：レンブラントホテル厚木 3階「相模」の間
神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
電話番号 046-221-0001



交通：小田急線「本厚木駅」北口より徒歩約5分



アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。